

東京都制度融資「経営セーフ」に伴う保証料補助の申請及び記載方法

1 保証料補助率

東京都がセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）の認定を受けた事業者に対し実施する制度融資「経営セーフ」では、東京都は小規模企業者に対して保証料の2分の1（経営支援特例の場合は3分の2）を補助しますが、中央区では独自に残りの自己負担分の保証料について、申請に基づき30万円を限度に補助します。

2 申請期間

融資を受けた日から**3ヶ月以内**（経過後は補助できません）

3 申請に必要なもの

- (1) 保証協会発行の**信用保証決定のお知らせ**（金融機関から受け取ってください）
- (2) 申請用紙（3枚）
 - ①事業所の住所・事業所名・代表者名（3枚とも）を記入してください。
 - ②1枚目・2枚目下段の口座振込先の内容を記入してください。
 - ③金額欄、日付は記入しないでください。※融資の実行日をお聞きしますので、事前に確認してきてください。
- (3) ゴム印（社判など）
- (4) 法人の場合は登記簿謄本（原本で3ヶ月以内に発行されたもの）
個人事業主の場合は直近の確定申告書、決算書、収支内訳書のいずれかの写しで事業所の所在地の確認できるもの。

4 保証料の支払時期

申請をされてからお振り込みをするまでに、最長で2ヶ月程度かかります。

5 申請場所

中央区区民部商工観光課相談融資担当

TEL 3546-5330